



熊本県公報

第12747号
平成30年8月10日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険義務加入同意の承認（鏡町加入区、昭和加入区）……（団体支援課） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定・（障がい者支援課） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の更新・（ " ） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更の届出……（ " ） 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定……（ " ） 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……（砂防課） 3
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定……（社会福祉課） 3
- 道路の区域変更……（道路保全課） 4
- 道路の供用開始……（ " ） 4
- 道路の供用開始……（ " ） 4
- 道路の位置の指定……（建築課） 5
- 道路の位置の指定……（ " ） 5
- 道路の位置の指定……（ " ） 5
- 土地改良区役員の退任……（農村計画課） 5
- くまもと県税システム及び関連機器等の借入れの一般競争入札の落札者等の決定……（税務課） 6
- 万日山緑地公園の指定管理者の募集……（地域振興課） 6
- 農用地利用配分計画の認可申請……（農地・担い手支援課） 7
- 農用地利用配分計画の認可申請……（ " ） 8
- 農用地利用配分計画の認可申請……（ " ） 9
- 農用地利用配分計画の認可申請……（ " ） 9
- 土地改良区の定款変更認可……（農村計画課） 10
- 土地改良区土地改良事業計画変更の適否決定……（ " ） 10
- 熊本県警察統合地理情報システム構築委託及び賃貸借に係る一般競争入札による落札者等の決定……（警察本部情報管理課） 10

告 示

熊本県告示第636号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、鏡町加入区及び昭和加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。
平成30年8月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県告示第637号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
平成30年8月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
在宅とつながるクリニック天草 天草市宮地岳町1734番地2	平成30年8月1日

光の森ごふく薬局 菊池郡菊陽町光の森三丁目3番7号	平成30年8月1日
訪問看護ステーション和花 八代市植柳下町1952番地2-1	平成30年8月1日

熊本県告示第638号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
人吉けんこう堂薬局 人吉市瓦屋町1121番地4	平成30年8月1日
訪問看護ステーション楽日和 人吉市鬼木町1529番地23	平成30年8月1日

熊本県告示第639号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社VENUS 山鹿いちご薬局	医療機関の所在地	山鹿市大橋通1 207番地	山鹿市大橋通6 08番地	平成30年7月 1日
人吉けんこう堂薬局	医療機関の名称	メディカル茜人 吉けんこう堂薬 局	人吉けんこう堂 薬局	平成24年3月 7日
岡原けんこう堂薬局	医療機関の名称	メディカル茜岡 原けんこう堂薬 局	岡原けんこう堂 薬局	平成30年5月 1日
すみれ訪問看護ステーション	医療機関の名称	すみれ老人訪問 看護ステーショ ン	すみれ訪問看護 ステーション	平成25年7月 10日

熊本県告示第640号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成30年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
八代市のぞみ母子センター 八代市西松江城町2番17号	社会福祉法人八代市 社会福祉事業団 八代市高下西町17 04番地 中村 博生	平成30年 8月1日	4350200202	指定保育所 等訪問支援

熊本県告示第641号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

小畦赤岩地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱16号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	天草市	有明町大浦字下小畦	50-1
2	〃	〃	50-1
3	〃	〃	50-1
4	〃	〃	50-2
5	〃	〃	50-2
6	〃	〃	50-1
7	〃	〃	50-1
8	〃	〃	50-1
9	〃	有明町大浦字赤岩	52-1 地先道路敷
10	〃	〃	52-1
11	〃	〃	52-6 地先道路敷
12	〃	〃	55-5
13	〃	〃	53-1
14	〃	〃	53-1
15	〃	有明町大浦字下小畦	49-3
16	〃	〃	36-28

熊本県告示第642号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（柔道整復師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
的場 文昭	的場整骨院	葦北郡芦北町高岡3 12	平成30年6月1 日
古田 啓一朗	啓光堂接骨院	菊池市隈府1073 -1	平成30年7月2 日
宮口 梨絵	整骨院 元	宇城市松橋町曲野2 319-3	平成30年6月1 9日
奥野 貴之	整骨院 元	宇城市松橋町曲野2 319-3	平成30年6月1 9日
林田 孔明	整骨院 元	宇城市松橋町曲野2 319-3	平成30年6月1 9日
坂本 裕太	整骨院 元	宇城市松橋町曲野2 319-3	平成30年6月1 9日
奥野 貴之	整骨院 元 光の森 院	菊池郡菊陽町光の森 七丁目3-3	平成30年6月1 9日
坂本 裕太	整骨院 元 光の森 院	菊池郡菊陽町光の森 七丁目3-3	平成30年6月1 9日
林田 孔明	整骨院 元 光の森 院	菊池郡菊陽町光の森 七丁目3-3	平成30年6月1 9日

宮口 梨絵	整骨院 元 光の森院	菊池郡菊陽町光の森七丁目3-3	平成30年6月19日
(はり師)			
施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
杉村 祐馬	整骨院 元	宇城市松橋町曲野2319-3	平成30年6月19日
(きゅう師)			
施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
杉村 祐馬	整骨院 元	宇城市松橋町曲野2319-3	平成30年6月19日

熊本県告示第643号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年8月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	325号	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 4369番13地先から 同所 4369番13地先まで	前	30.2 ～ 53.7	70.4	橋梁災害復旧
			後	31.9 ～ 53.7		

2 区域を変更する期日 平成30年8月10日

熊本県告示第644号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年8月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水俣線	水俣市古里字尾廻 1242番1地先から 同所 1225番3地先まで	50.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成30年8月10日

熊本県告示第645号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年8月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考

主要地方道	熊本高森線	阿蘇郡高森町大字高森字大鶴 846番地先から 阿蘇郡高森町大字高森字森園 774番1地先まで	410.0	広域連携 改築
-------	-------	---	-------	------------

2 供用を開始する期日 平成30年8月10日

公 告

熊本県公告第462号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成30年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市南区城南町さんさん二丁目19番地3
- 2 築造者の氏名 株式会社色彩空間
- 3 道路の位置 宇土市松山町字柳迫3783番3、同3783番4及び水路の一部、宇城市不知火町御領字御手水20番3、同20番4及び里道の一部
- 4 道路の幅員 6.43メートルから6.91メートルまで
- 5 道路の延長 34.01メートル
- 6 指定年月日 平成30年7月11日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第88号

熊本県公告第463号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成30年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡菊陽町大字津久礼3045番地4
玉名郡南関町大字上坂下33番地3
- 2 築造者の氏名 河内一倉
磯谷洋一
- 3 道路の位置 玉名市中尾字城ノ下431番2及び432番5
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.35メートルまで
- 5 道路の延長 47.00メートル
- 6 指定年月日 平成30年7月18日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第95号

熊本県公告第464号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成30年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名郡玉東町大字稲佐334番地1
- 2 築造者の氏名 高木輝矢
- 3 道路の位置 玉名市玉名字小楠木428番2
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 70.00メートル
- 6 指定年月日 平成30年7月26日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第110号

熊本県公告第465号

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	高 崎 哲哉	熊本県玉名市大浜町2490番地

熊本県公告第466号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
くまもと県税システム用サーバ及び関連機器等の借入れ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
名称 熊本県総務部市町村・税務局税務課
所在地 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年6月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
氏名 NTTファイナンス株式会社南九州支店
住所 熊本市中央区花畑町4番1号
- 5 落札金額
4,001,076円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成30年4月24日

熊本県公告第467号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成30年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称 万日山緑地公園（以下「公園」という。）
 - (2) 所在地 熊本市西区春日5丁目、6丁目及び池上町地内
 - (3) 面積 17.5ヘクタール
 - (4) 施設の概要
ア 園路及び広場 園路、広場、樹林地
イ 修景施設 植栽等
ウ 休養施設 ベンチ
エ 便益施設 駐車場、トイレ1棟、案内板、誘導板
オ 管理施設 擬木柵（転落防止、横断防止）、給排水設備
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 公園の維持及び修繕に関する業務
 - (2) (1)に掲げるもののほか、指定管理者が公園の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手続
 - (1) 申請書類
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
ア 指定管理者指定申請書
イ 万日山緑地公園指定管理者事業計画書及び収支予算書
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他

- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）
- ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
- (2) 申請書の提出先

熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課（県庁行政棟本館6階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2135（内線3534）
- (3) 提出期間

平成30年9月5日（水）から平成30年9月18日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。なお、電子メール及びファクシミリでの提出は認めない。
- (4) 提出部数

正本1部、副本9部
- 6 指定管理候補者の選定

平成30年10月に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付

5の（2）に掲げる場所で、平成30年8月10日（金）から平成30年9月18日（火）までの間に交付する。なお、熊本県ホームページにおいても掲載する。
- 8 現地説明会
 - (1) 開催日時 平成30年8月17日（金）午前10時から
 - (2) 集合場所 万日山緑地公園「駐車場」
- 9 留意事項
 - (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
 - イ 申請書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書等に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
 - (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
 - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
 - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (2) 指定管理候補者を、県議会の決議を経て、指定管理者に指定する。
 - (3) 委託料は、公園の維持管理に係る経費とする。
 - (4) 問合せ先

5の（2）に同じ。

熊本県公告第468号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第3項の規定により公告する。
当該農用地利用配分計画は、平成30年8月10日から同月23日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
平成30年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	

農事組合法人鶴喰 なの花村	八代市坂本町鶴喰	八代市坂本町鶴喰字寺ノ前2243番ほ か9筆
宮川 信之	八代市坂本町鶴喰	八代市坂本町田上字女原2022番3ほ か3筆
前田 正秀	八代市日奈久大坪町	八代市日奈久新開町字大井手東割77番 4ほか2筆
豊本 新一	八代市鏡町北新地	八代市鏡町貝洲字老番割34番1ほか4 筆
株式会社たかき	八代市鏡町貝洲	八代市鏡町北新地字四番割787番1ほ か4筆
古閑 俊一	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町大野字永田1512番ほか 4筆
本山 満	八代郡氷川町若洲	八代郡氷川町若洲字八番割357番
永田 信二	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字永野原450番1ほ か4筆
福本 弘	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字下鶴2720番2
株式会社よしまつ	球磨郡あさぎり町深 田西	球磨郡相良村大字川辺字堀内3982番

2 申請年月日
平成30年7月30日

熊本県公告第469号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年8月10日から同月23日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
田上 安幸	上益城郡甲佐町横田	下益城郡美里町大沢水字大原1413番
農事組合法人かし ま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上仲間字宮園104 0番1ほか5筆
農事組合法人かし ま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字下仲間字堂園108 5番1
後藤 孝一	上益城郡甲佐町船津	上益城郡甲佐町大字世持字森本366番 2
渡辺 勝臣	上益城郡山都町市原	上益城郡山都町御所字葛窪ケ迫新30番 115ほか46筆
農事組合法人奥阿 蘇くさかべ	阿蘇郡高森町草部	阿蘇郡高森町大字草部字灰原2549番 1ほか6筆
白石 福男	阿蘇郡高森町河原	阿蘇郡高森町大字河原字赤佐渡411番
安藤 吉孝	阿蘇郡高森町河原	阿蘇郡高森町大字河原字赤佐渡414番 1ほか18筆
農事組合法人南阿 蘇くぎの	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字見瀬鶴263 1番1ほか5筆
中村 和章	阿蘇郡南阿蘇村一関	阿蘇郡南阿蘇村大字一関字桶池320番 1ほか7筆
後藤 亮介	阿蘇郡南阿蘇村白川	阿蘇郡南阿蘇村大字両併字北豆塚236 7番ほか1筆
佐藤 順一	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字赤迫1860

		番ほか10筆
佐藤 順一	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字山田原172 1番1ほか1筆

2 申請年月日
平成30年7月30日

熊本県公告第470号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年8月10日から同月23日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
河野 直行	宇土市善道寺町	宇土市栗崎町字上竹36番1ほか1筆
田代 良一	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟738番ほか1筆
清田 雄一郎	阿蘇市黒川	阿蘇市黒川字千丁無田807番660ほか2筆
佐藤 哲治	阿蘇市狩尾	阿蘇市乙姫字東無田下356番1ほか10筆
農事組合法人碧水	阿蘇市蔵原	阿蘇市蔵原字上無田371番1ほか10筆
農事組合法人碧水	阿蘇市蔵原	阿蘇市蔵原字下無田302番
農事組合法人水穂やまだ	阿蘇市山田	阿蘇市一の宮町中通字小肥足994番2ほか147筆
佐伯 俊二	阿蘇市山田	阿蘇市山田字竹ノ脇409番1ほか3筆

2 申請年月日
平成30年7月31日

熊本県公告第471号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年8月10日から同月23日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
稲倉 隆夫	合志市豊岡	菊池郡大津町大字杉水字迎原80番1ほか3筆
有限会社吉岡農園	菊池郡菊陽町津久礼	菊池郡菊陽町大字津久礼字中尾927番
有限会社火の国ファーム	菊池郡菊陽町原水	菊池郡菊陽町大字原水字北沖野5724番3
株式会社アグリともあい	熊本市東区上南部	菊池郡菊陽町大字辛川字下乙若2550番
水谷 家津雄	熊本市東区吉原町	菊池郡菊陽町大字辛川字久保1874番
川上 涼	荒尾市川登	荒尾市川登字大坪707番ほか4筆 (一時利用地 荒尾市川登字大坪9番1ほか1筆)

西川 完二郎	荒尾市川登	荒尾市川登字大坪689番ほか3筆 〔一時利用地 荒尾市川登字井手口1番2〕
内田 浩明	荒尾市府本	荒尾市川登字中牟田1020番 〔一時利用地 荒尾市川登字井手口2番4〕
内田 浩明	荒尾市府本	荒尾市川登字井手口1115番ほか6筆 〔一時利用地 荒尾市川登字中牟田2番5ほか1筆〕
木下 照男	荒尾市樺	荒尾市川登字大坪698番ほか12筆 〔一時利用地 荒尾市川登字中牟田2番8ほか4筆〕
西川 完二郎	荒尾市川登	荒尾市川登字井手口1140番5ほか3筆
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市伊倉北方字上川成118番2
末永 真一	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字上牟田58番46ほか1筆

2 申請年月日
平成30年7月31日

熊本県公告第472号

球磨郡相良村に事務所を置く相良村土地改良区理事長から平成30年3月13日付けで申請のあった定款の変更については、平成30年8月2日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成30年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第473号

球磨郡相良村に事務所を置く相良村土地改良区理事長から認可の申請があった土地改良事業（維持管理）計画の変更については、平成30年8月2日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
利害関係人でこの決定に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して審査請求をすることができる。
平成30年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の土地改良事業（維持管理）計画書の写し
変更後の相良村土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成30年8月13日から平成30年9月7日まで
- 縦覧の場所
相良村役場
錦町役場
相良村土地改良区事務所

登載依頼

熊本県警察本部公告第25号

特定調達契約につき総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年8月10日

熊本県警察本部長 小 山 巖

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県警察統合地理情報システム構築委託及び賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部警務部情報管理課
- 3 落札者を決定した日
平成30年6月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
熊本県熊本市中央区水道町8番6号
NECキャピタルソリューション株式会社熊本営業所
- 5 落札金額
294,840,000円
(うち消費税及び地方消費税の額21,840,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成30年4月13日